

## 平成19年度 第8回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年11月6日（火）9:30～12:05

場 所：北海道庁赤れんが庁舎 2階2号会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、福士委員、山本委員

（事務局）川城地域主権局長、井筒地域主権局次長、  
今泉水産林務部林務局森林計画課長、  
高橋水産林務部林務局林業木材課長、  
木場環境生活部環境局環境政策課参事、  
石金環境生活部環境局循環型社会推進課参事、  
出光地域主権局参事、田中地域主権局参事

### ○川城地域主権局長：

本日はお忙しいところ大変ありがとうございます。

定刻になりましたので、第8回の道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

会長、よろしくお願いたします。

### ○井上会長：

早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

早速、第8回の道州制特区提案検討委員会を開催させていただきたいと思います。

本日の議題に入る前に、若干、これまでの経緯ということを手短にお話しさせていただきたいと思います。

第1次答申をした後、11月末の第2次答申を目指して、新たな審議に入っております。それで、一番最初、第1次答申をした後には、これは特に地域医療関係を除いたおよそ210弱の、道民の皆さん方から寄せられていた提案というものを、道州制特区によって採択し、提案しなければいけないものと、特段道州制特区によらなくても予算措置を講じる等々によって実現可能なものというような仕分けを、1日ばかりでやりました。

それでその後、とりわけ来年の夏、7月に控えております、北海道洞爺湖サミットというようなものを1つのテーマに掲げながら、その中で環境とか、あるいは観光ですね、そしてできれば、医療関係のところでも一部積み残した部分もありましたけれども、地方自治というような観点も、できれば取り上げられればというような形で焦点をその3つのテーマ、あるいは2、5でもいいですが、3つに絞りながら、議論を積み重ねてまいりました。

それで、前回こういった観点に立ってですね、資料の1、これは直ちに、すぐに説明がありますけれども、道民提案、ここの委員会があくまでも、道民の皆さん方から寄せられてきたテーマをベースに議論をするという形で審議を進めて参っておりますので、今回も道民の皆さん方から寄せられた提案というのを基本の基本に押さえながら、審議をしていくということにしております。そしてその中で、どうしてもやっぱり法律的な関係、あるいは各省庁との動きの問題も踏まえて、答申に向けての整理をしていくということで、今日配られている中では関連提案という形に記載してありますけれども、そのところを今度は、少し整理の仕方という、括り方という形で今後の議論を進めてい

くという形にさせていただいております。

その中で今度は、どうしても11月の末というのが第2次答申の目途という形にしておりますので、その段階まで、道州制特区の提案として積み上げていけるものと、そして少し審議未了というような形になるかも知れないものと、分けて議論をしていくという形にしております。

それで、今日の進め方でございますけれども、2の議事というところで、本日は(4)のその他まで入れて4件の審議事項がございますが、まず最初に、前回のところと若干重複するとか、前回いろんな議論をした上でですね、改めて論点等々を整理させていただいておりますので、(1)当面の審議案件についてということ、まず事務局の方から説明していただきたい。よろしく願いいたします。

#### ○田中地域主権局参事：

それでは資料1、道民提案・関連提案の整理一覧表という資料をご覧ください。

前回の議論を踏まえまして、今回修正いたしましたのは、平仄でございますが、テーマ、分類、道民提案とまいりまして、前回庁内提案という表現をしてございました。ただ、道民提案を重視するという視点から、今回再検討いたしまして、関連提案という表現に改めさせていただきました。これは下から2行目、注書きでございますが、「関連提案」とは、「道民提案」の趣旨及びアイデアを活用しながら、特区提案の形態・内容として、より実現可能なものとなるよう、庁内で検討している提案ということで、道民提案を踏まえましていろいろ肉付けをするという趣旨でございます。

それであと1点、関連提案の⑥、真ん中のところ、シルバーウィークということで、秋のゴールデンウィークとしておりましたが、前回、一応仮称でございますが、前回の委員会におきまして、プラチナウィークはどうかというようなことがございましたので、仮称ということでプラチナウィークに直してございます。

修正点については以上でございます。

#### ○井上会長：

ありがとうございます。

只今の説明について、何かご意見かご質問があればお出しいただきたいと思いますが、私が聞いておるところによりますと、前回の審議の後にですね、福士委員のほうから、若干ご意見があったというふうに賜っておりますが、その中身等々について、改めてこの委員会の場でご意見頂戴できればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○福士委員：

審議案件の仕分けの問題ということなんですけれども、ちょっと手戻りになって恐縮ですが、前々回の資料の中で、特区提案によらなくても対応が可能なものというふうに整理されている、176番の都市再生緊急整備地域の指定ですけれども、それが特区提案によらなくても対応可能なものという理由としては、三位一体改革における補助金改革の一環として、地方団体の裁量を拡大する方向で、まちづくり交付金として整理されているということになっていきます。ただ、依然として都市再生緊急整備地域の指定権限については国が持っているということになっていきます。これを北海道に移譲してもらうことによって、地域のまちづくりということについても、資すると思っておりますし、北海道にとってもいいのではないかとということで、これを検討の案件の対象という形にさせていただければというふうに思っています。以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今福士委員からご意見がありました。

これは今、事務局のほうから資料が配付されましたけれども、左肩に第6回提案検討委員会ということで、平成19年10月19日開催された、この検討委員会での資料であります。

それでこの時に、先ほど冒頭で私、第1回目の緊急提案と言いますか、答申を行った後に、私どものこの場です、道民の皆さん方から寄せられたテーマについて、特区提案によるものと、そしてよらないものということの二元法で提案を整理しました。その時に、ここに記載してありますように、整理一覧表、かっこで特区提案によらなくても対応可能なものというふうになっておる中で、その小分類のところ、その他176、ここではもう囲ってありますけれども、都市再生緊急整備地域の指定ということ。これはもうその他ということ、また区分けがしてありますけれども、これをこの場です、今後審議していく時の1つのテーマというふうに、項目としたらいかかということのご提案でありました。そういうことでよろしゅうございますね。

それで、このことの扱いでございますけれども、いかがでしょうか。

(各委員発言なし)

よろしゅうございますか。

仕分けの段階でというのは、これは何度も申し上げておりますけれども、道民の皆さんから寄せられた250件弱の案件は、我々は未だ1本も棄却してはなくて、提案によるものというものを順次、国にあげていく形で整理しておいて、整理できないものは一応本棚にという形に置いておりますので、そこから一旦本棚に入れたものを、もう一度机の上で戻してくるという形でご理解いただければと思います。

折角のご意見でありますので、これで先行きどうなるかというのはまた別ですが、俎上に乗せるという形でご了解いただきたいと思っております。

ありがとうございました。

では、その他ご意見があったらお出しいただきたいと思っておりますが。

よろしいでしょうか。

(各委員発言なし)

では、議題の2のところになります、分野別審議についてということで、この点についても、これからですね、事務局で説明をしていただきたいと思っておりますが、これからは資料の1のところ、とりわけ前回整理しましたように、この検討項目というところで、○が付いている部分を重点的にですね、最優先の、答申に取り込む案件として、検討を優先的に加えるという形で整理したものであります、まずこの点を確認していただきたい。

前回、いろんな意見が出てきたものの中で、一部○が付いていないものもあるかも知れませんが、こここのところ何かご意見等あればですね、お出しいただきたいと思っておりますが、考えておりますのは、前回も言いましたけれども、一番左に書かれてありますテーマ、環境、観光、地方自治というような形で、今後の議論を進めていきたいと思っております。

おります。

その点で何かご意見あれば。

そういう形で進めてよろしゅうございますか。

(各委員発言なし)

ではですね、また途中の段階でご意見あれば、お出しいただきたいと思いますが、これから事務局のほうで、説明をお願いできればと思いますが、よろしゅうございますか。

### ○田中地域主権局参事：

それでは、資料1の順番ということで、資料の2をご覧いただきたいと思います。

まず、森林のほうから入っていきたいと思っております。

資料の2、併せましてその次に資料の2の個表というのがございますが、個表は後ほど見ていただければと思います。

それで、資料の3、関連提案の検討状況。

そして資料の4、項目別資料一覧というのがございます。

従いまして、資料の2、資料の3、資料の4を中心に、説明に入りたいと思っております。

それでは資料の2、まずメリット・デメリット表でございます。

森林審議会の所掌事務の拡充という点につきまして、38番でございます。

これにつきましては、道民提案の概要、地域森林計画に関する「林業・木材産業の振興」とか、「森林づくりに対する道民理解の促進」などを審議するという、森林審議会の在り方についてでございます。事実関係でございますが、森林法68条第2項、都道府県森林審議会はこの法律に属された事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申するとされてございます。従いまして、森林法の施行ということに項目が限定されてございまして、その他林務施策、いわゆる森林の施策につきまして、別に審議会を設置して知事から諮問をしなければならないという、二重の状態になってございます。従いまして、森林法を改正いたしまして、「北海道については条例の定めるところによる」などという形で、条例にまかせてもらえないかという点でございます。

それで、メリットにつきましては、いわゆる林業・木材産業の振興とか森づくり、そういった道民理解などにつきまして、森林法に基づく審議会と道が独自に行う審議会につきまして、一緒に議論ができるということで、重複を避け、かつ経費の削減に資することができるという点でございます。

それで、摘要でございますが、関連提案といたしまして、森林審議会、①でございませぬ。

資料3でございますが、1枚めくっていただきまして、①森林審議会の所掌事務の拡充という点でございます。検討状況は先ほど申し上げましたので、提案に向けたイメージ、左下でございますが、森林審議会、これは法律設置となっております、審議内容が固定化されていると。一方、北海道森林づくり審議会、これは条例で設置しております、いわゆる道民理解とか施策全般につきまして、重要事項について審議をしておると。これにつきまして、右に流れていきまして、森林計画と林務施策を一体的に審議することによって、効率的かつ統一的な展開が可能となるというイメージでございます。

それで資料の4、項目別資料の一覧表でございます。めくっていただきまして、資料のまず1ページでございます。資料4の1ページでございます。ここで、真ん中に特例

措置等の内容と書いてございますが、ここは森林法68条第2項、「森林審議会はこの法律…に属された事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する」という形になってございます。一方、条例におきましては、「北海道森林審議会は、森林法第68条第2項で定める事項のほか、林務施策に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申する」という形で、法律設置と条例設置が2段階ございます。

それで、参考資料4をめぐっていただきまして、森林法68条につきまして、一応関係分を抜粋して付けてございます。

続きまして資料の3ページ、北海道森林づくり条例、これは平成14年3月29日に制定いたしました。この森林づくり条例の、めぐっていただきまして4ページでございます。

4ページ右上、第3章北海道森林づくり審議会、第22条設置、「北海道における森林づくりを推進するため、北海道森林づくり審議会」を置く。それで、所掌事項第23条、「審議会の所掌事項は、次のとおり」ということで、「森林づくりの推進に関する重要事項を調査審議する」という形でございます。ということで38番につきましては、このような形で法律設置、条例設置の審議会を一本化したいという趣旨でございます。

続きまして、資料2に戻っていただきまして39番。道計画・市町村計画の統合についてでございます。これは今、事実関係にございますが、森林法によりますと、農水大臣が全国森林計画を作る。都道府県知事が地域森林計画を作る。市町村長が市町村森林整備計画を作る。そして森林所有者は森林施行計画を作るという法律の仕組みになってございます。それで、北海道が作ります地域森林計画におきましては、流域単位に計画の指針とか、造林、伐採などの計画量を示してございます。しかしながら、市町村森林整備計画には計画量が掲載されておらず、実効性が担保されていないのではないかという問題意識がございます。従いまして、森林法を改正いたしまして、道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体となって、森林マスタープランを地方公共団体が一体となって作ってはどうかという趣旨でございます。

それでメリット。地方団体の裁量が拡がること、従いまして地域立脚型の森林管理ができる。また、地域における森林政策の作成主体が一本化されることから、より一層地域特性を踏まえた主体的な取組が促進され、林業及び山村の振興が図れるのではないかと。また、内部調整に費やす労力など、時間の削減につながるほか、持続可能な森林資源の管理も可能となるという点でございます。

それで摘要欄でございますが、②人工林資源とございます。

それで資料の3、横表でございますが、その②、人工林資源の的確な管理体制の構築というところでございます。検討状況からいきますと、現在、人工林資源が非常に充実してきておる中で、民有林の人工林、この民有林というのは国有林以外を指しております。それで北海道の森林は、全国の4分の1の森林面積を持っておりますが、そのうち国有林が55%、残り45%が民有林とされております。民有林の内訳は道有林が11%、市町村有林が6%、あと個人等所有が28%という形になってございます。それでその人工林でございますが、今かなり育成が進んでおりまして、利用段階に移行してきておると。一方、海外からの木材輸入量は大幅に減少してきておると。そうした中で、道産木材の需要が高まってきております。そのため、カラマツ人工林を中心といたしまして、伐採量が急激に増加しておると。また、丸太での道外移出が増加しておることから、森林資源を守り、また、公益的機能というものが低下してくるということが懸念されております。従いまして、将来、資源の保存が危ぶまれる樹種につきましては、伐採量を規制をしたい。それと丸太の移輸出を抑制する必要があるのではないかと。

と。また併せまして、先ほど計画でありましたが、道、市町村がそれぞれ森林計画を策定するのではなく、地方公共団体が一体となって計画を策定する必要があるのではないかという点でございます。

提案に向けたイメージでございますが、大きく4つのポイントがございます。まず現行制度でございますが、先ほどもありました、森林計画制度というのは全国一律で行われております。これにつきまして、道独自の森林資源管理計画を策定し、例えば樹種別の伐採限度面積などを設定できないか。2つ目として、森林施行計画の認定基準、これも全国一律でございますので、例えば樹種別の伐採量を追加して、道として上乗せ基準を設けることができないか。3つ目ですが、伐採届出による伐採ということで、いわゆる量の制約がございません。従って、道独自に樹種別の伐採量を規制、いわゆる伐採限度枠を設けることができないか。更に生産された木材の流通。現在規制がございません。それで移輸出を許可制としてはどうかという点でございます。従いまして、下にございます通り、伐採限度面積というものを定め、その範囲内であれば、従前どおりでございますが、それを上回る場合は伐採量の規制とか、移輸出の規制ができないかという点でございます。

それで、続きまして資料の4、資料の4の5ページをめくっていただければと思います。資料の4の5ページ、人工林資源の現状ということで、先ほどの点をデータで少し見ていきたいと思います。北海道の人工林資源をめぐる情勢の変化。人工林資源の充実ということで、人工林の蓄積量。157, 121立米、これが218, 991立米、約1.4倍。それと道産材の供給量、313万立米が1.4倍の437万立米、これは13年と18年でございます。あと皆伐、みんな切ってしまう皆伐面積についてですが、4, 488ヘクタールであったものが、1.8倍の7, 977ヘクタール。あと伐採跡地、木がなくなってしまったところでしょうか、2, 853ヘクタールが2.6倍の7, 343ヘクタール。あとこれら併せまして、一方で切るのはいいんですが、造林もしないとはげ山になってしまいますので、それでは造林がどうなっているか。造林面積につきましては、6, 308ヘクタールはほぼ横ばいで6, 389ヘクタールということで、非常に木材が、伐採が増えておまして、造林が追いついていないということで、その下に道産材供給量の動向というのがございます。そのちょっと横に原木輸入量でございますが、輸入量は平成9年168万立米が平成18年は37万立米、約2割程度の水準に落ち込んでいると。78%の減でございます。一方で、それでは道産材の供給量はどうなっているか。平成9年431万立米であったものが、ずっと落ちてきてまして13年度313立米。それでまた、18、19は平成9年水準に戻ってきておるという状況でございます。その中で大勢を占めますのは、やはり下から見ると製材用のエゾマツ、トドマツ。それで製材用のカラマツが163万立米、あとパルプ用のカラマツとかエゾマツ、トドマツといったものが、主体となってございます。それでその下が道産針葉樹丸太の道外移出状況。平成18年度、これはカラマツが8万1千立米が19年度見込では13万立米。これもトータルで足しますと、18年度10万立米が19年度は18万立米ということで、輸入量が18年度37万立米ですから、かなり拡大してきておるとい状況でございます。

同じ資料、めくっていただきまして6ページでございます。

6ページは一般民有林の皆伐と造林の面積を比較したものでございます。左側が造林、右側のグラフ、ちょっと黒くなっているのが皆伐でございます。そういったしますと、平成13年度、造林が6, 308ヘクタールであって、一方、皆伐面積は4, 488。だいたい7割ぐらいだったものが、平成17、18で逆転しておまして、平成18年度で見ますと、造林6, 389ヘクタールに対し、1.25倍の7, 977ヘクタールが

皆伐されておるといふ状況でございます。あとまた伐採跡地の面積も、平成14年に比べますと約2.1倍の7,344ヘクタールという状況でございます。それでは樹種別の成長量と伐採量の関係でございますが、左側が樹種別の成長量、右側が伐採量というグラフになってございまして、ポツが伐採割合になってございます。カラマツにつきましては、伐採量が上回っております。トドマツは成長量のほうが上回っており、右に点、真ん中に丸い点がございまして、ここが伐採割合で言うと、カラマツが125%に対し、トドマツは30ぐらいでしょうか、という状況でございます。

ということで、こうした点、一番下に伐採跡地が増加いたしますと森林の公益的機能等の低下が懸念されておりました、伐採跡地の確実な更新を行っていかねば、森林資源の管理体制ができないという問題点がございまして、

めくっていただきまして7ページ、7ページはちょっと先ほどと重複いたしますのでとばしまして、8ページ。

8ページにつきましては、森林法の手続きを概略で書いたものです。

これは地域森林計画に、対象か対象でないかで、対象になった場合に保安林であれば基本的には道庁、いわゆる支庁が仕事をする。普通林であれば多くは市町村が仕事をする、こう2ルートに分かれているというのをご覧いただければよろしいかと思っております。

めくっていただきまして9ページでございます。

9ページは人工林の的確な管理体制の構築ということで、現在、全国森林計画に基づきまして、左側、現行制度でございます。あくまでもこれ国が作ってきまして、いわゆるトップダウンという中で、都道府県が地域森林計画。ここには樹種別、齢級別の計画量はございません。それで市町村も計画を作り、森林所有者も計画を作りますが、市町村には計画量がなく、森林所有者も計画量を担っていないという状況にございます。それで右側、道州制特区の場合でございますが、地方が一体となり、独自の基準を追加したいと。森林資源管理計画というのを道と市町村で作らして、流域単位に資源管理、伐採量の調整、樹種別・齢級別の計画量を定めると。そうすることによって、流域一体となって、しかも上流の森林環境と下流や海域の環境は密接に関連してございまして、今回の道州制特区推進法が広域分散型という北海道の広域性に着目した場合に、山から川を流れて海に流れていくといった国土利用の観点からも、このような一元的な流域一体の計画が作れるのではなかろうかという点でございます。それで、森林所有者も計画量を担うという形を想定してございまして、

めくっていただきまして、10ページでございます。

10ページは丸太輸出許可制度の構築ということで、ここは趣旨のところでございますが、現在、森林資源管理計画に伐採調整基準を設定したとすれば、丸太の移輸出という部分につきまして抑制をかけていきたいというふうに考えてございまして、それで道州制特区提案の概要としては、現在、国からの移譲を受ける権限といたしまして、今、外為法によりまして、特定の品目を輸出するには経済産業大臣の許可または承認を受けなければならないと。

これは次のページ、11ページ及び12ページに関係の条文を付けてございまして、11ページでいきますと外為法の48条、「政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸送をしようとする者は」経産大臣の許可を受けなければならないと。こういった条項がございまして、

戻っていただきまして10ページでございます。

そうしたことで、特定の品目について経産大臣の許可又は承認と。現在、カラマツの種とか、せん、かば、ならの丸太などが対象になってございまして、それを特区法によりまして、人工林資源のうち年間の伐採量がかなり大きい品目、丸太について、独自に品

目を北海道が決めまして、その移出について抑制措置を行えないかという点でございます。それで現在、その下に手続きがございますけれども、現行はまず、国の特定品目、①で輸出希望量の申請とございますが、国で天然資源に限定してございます。天然資源について先ず林野庁の確認証を得て、経産大臣に輸出承認の申請をするという点でございます。それで北海道は人工林の資源を道の特定品目といたしまして、知事の承認にかからしめるという形でございます。それで、メリットでございますが、道州制特区提案、右側のほうですが、輸出と移出の一体的な抑制で効果的な人口林資源管理が可能となると。一方、デメリットといたしまして、商取引を妨げるものといたしまして、移輸出業者から抵抗を受ける可能性もあるのではなかろうかという点が想定されてございます。ということで、以上、人工林資源の的確な管理体制の構築についてでございました。

#### ○井上会長：

ありがとうございました。

若干、いろんな資料を使いながらということでしたけれども、簡単に経緯を申し上げますと、もともとのベースになっているのは、先ほども言いましたけれども、道民の皆さん方からの提案、いわゆる道民提案というものであって、それは配布されている資料で言えば、資料の2（個表）というものに基づいて論点を整理しているところでありまして、整理したものというものは、資料の2の今度は個表じゃなくて横長のB4判というんですかね、その道民提案の実現手法等に関する整理一覧表ということで、このところに基づいて38と39ということで提案がありました。それで、更にそのところを要約したものというのが、例えば資料の1のところ、テーマ環境、分類森林、道民提案のほうで37は一応本棚にというカテゴリーにしておりますので、38と39について、議論をするということで、前回もそうでありましたけれども、右側に①、②という形で関連提案、森林審議会、②が人工林資源という形で、今後これをベースにして議論をしていこうということになっております。それで、この①、②というのが、今度は資料の3の関連提案の検討状況で①、②という形で、これは事務局によって整理していただいたものという形になっております。そのところへいきますと、例えば資料のこれが、3ですが、検討事項ということで、こういった問題を考える時に何がどう問題なのかというところが整理されてあって、その部分の問題や課題を克服するためには、やはり道州制特区という手法によるべきだということの考え方、それに向けてどういうふう提案をまとめていくのかというのが、その下に提案に向けたイメージという形で書かれてある。そしてその、提案に向けたイメージを作るときの根拠になるのが、資料の4という形で関連法規等々を掲載し、そしてその中で、検討状況と提案に向けたイメージという形で、問題を消化できれば、克服できれば、道民の皆さん方多くにとって、非常にポジティブな影響が出てくるという形で整理がしてあるということでした。

それで今、説明受けましたのは、資料の1に戻ると、環境の森林というところの①と②というところでありました。

まず最初にここでご意見あるいはご質問があれば、賜っておきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○山本委員：

ご説明は、ありがとうございます。

それで、趣旨は、これを提案していくのは賛成なんですけど、ちょっとわからないところがあるので質問させていただきます。

両方ともですね、基本的には地方公共団体が一体となって計画を策定するとあります



けど、お聞きしていると実質的には道が、流域全体に関するリーダーシップを取るのかなというふうに聞こえるのですが、そういう理解でよろしいかということがまず1つ。

それから2点目が、資料の4でも縷々説明をいただいたんですけども、そのプロセスや結果についての、結局その、地方公共団体が一体となって、言っちゃえば道・市町村が一体となってとした時に、実際その計画がどういうプロセスで実行されて、結果についてどうだったかという時の評価はどのようにしていくのでしょうか。

趣旨は賛成なんですけど、そここのところがちょっと見えないので、ご説明いただければと思います。

#### ○井上会長：

事務局のほうで今の質問に対して、2点ありましたけれども、お答えいただければと思います。

#### ○田中地域主権局参事：

1点目、道がリーダーシップを取るのかどうかにつきましては、現在市町村計画については量の制限とかがなくてですね、なかなか実際の計画執行が難しい実態もあるように聞いておりました、基本的には道がリーダーシップを取りながらも、共同しながらやっていきたいという趣旨で理解しております。

あと2点目のプロセスと評価についてでございますが、当然のことながら今、道と市町村は対等の関係の中でいろいろ協議をしながら、よりいい、望ましい森林環境を作っていくという観点のもとで、十分協議をしながら、またそうした中で、いろいろ今、政策評価等も今、道の施策の中でもございますので、そうした中で評価ということもやっていけるのかなと考えてございます。

#### ○井上会長：

そのほか…、では佐藤委員のほうからよろしくお願いします。

#### ○佐藤委員：

いずれも何か難しい説明、頭が回ってないせいかよくわからなかったんですけども、1つ質問ですね、森林法の審議会の件なんですけども、重要事項についてという、この法律の施行に関する重要事項についてというふうに書いてあるんですけども、これは相当程度限定されているという解釈なんじゃないかなと思います。たぶんそうだからということなんじゃないかなと思いますけども、その辺がどれぐらいのことなのかというのが、ちょっとイメージが湧かなくてですね、森林審議会で審議される事項というのはどういうことであって、そこでは例えばこういうものができないというようなものがあれば、なるほどというのがわかるんですけども、その点が第1点ですね。それと、ついでだから言ってしまうんですけども、資料の4の1というか、他のところもそうなんですけども、ただし北海道については条例に定めるところによるを追加するということなんですけども、知事の諮問だけかなと思って見ましたら、2ページ目の森林法では68条の第3項でちゃんと前項に規定する事項について関係行政庁に建議することができるというふうになっていましてですね、この建議の部分についても前項に規定する事項というふうになってますから、この特例措置に建議も入れたほうがいいんじゃないかなというのは、こちらは意見です。

#### ○井上会長：

ありがとうございました。今、ご質問とご意見、ご提案がありましたけれども、その

ような点について事務局のほうからお答えいただければと思います。  
よろしくお願いたします。

○今泉森林計画課長：

水産林務部森林計画課長の今泉と申します。

最初のご質問ですけれども、法律にありますように、法律で森林審議会に諮問しなければならないというふうに定められたような事項について基本的には諮問をして審議をするということで、非常に限定されていると。この法律だけではなくていくつか別の法律も含めてですね、実際には森林審議会の審議事項になっているんですけれども、いずれにしてもそういった法令によって審議事項とされたものという、限定されているというふうに道としては解釈しております、条例に基づく審議会を設置する時も、その辺法令的な検討もした結果としてですね、森林審議会では全てカバーできないということで、やむを得ずと言いますか、条例による別の審議会を設置したという経緯がございます。

それで建議の部分についてなんです、これ、やり方もあるかとは思いますが、例えば法律の規定の審議会をですね、全く別途条例で定めるというやり方のほかにですね、法律の書きぶりとして、森林審議会という特定の名称あるいは審議事項をですね、法律に基づくものというふうに限定をしないでですね、例えば森林・林業施策に関して審議をする第三者機関といったような一般的な表現にさせていただいてですね、そういったものを設置していただくと。それを森林審議会に北海道では読み替えるといったようなやり方もあるのかなというふうに考えておりますが、いずれにしても森林審議会で認められている建議のその部分の権限についてもですね、当然新たな統一された審議会でも、それは維持をしていただく必要があるというふうに思っております。

○井上会長：

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

こういうふうに拡げることについては反対ではなくて、もちろん賛成なんですけれども、ただこの、重要事項について答申するということですよ。重要事項についてのみ答申するとは書いてないんですよ。だから、やっちゃっていいんじゃないかなって、例によって、やっちゃっていいんじゃないの、別に禁止してないんだからやってもいいんじゃないかなというね、前の時にもありましたけれども、もし国のほうが、いやだめなんだこれはとかって言っているっていうのであれば、この北海道森林づくり条例、そういうものを作ったんだということで、それは全然異議はないんですけども。

○井上会長：

今の点で、事務局のほうで何かコメント等あればお出しいただきたいと思うのですが。いずれにしても、この①になっている、①というのは関連提案の①、森林審議会というタイトルが付してありますけれども、これを実際に道州制特区という形で、国に向かって提案していく時には、もう少し、今例えば佐藤委員から出されていたような事柄に関して、あるいは重要事項というようなところに関しても、より具体的に提案してまとめていかないといけない。つまり、ここで提示されているような、資料3の形だけではなくて、もう少し具体的に突っ込んだ形での提案書、特区提案書にまとめあげる手順を踏んでいただきたいと思うのです。それで、それを踏まえた上で何かあればまたご意

見をお出しいただければと思うんです。

○川城地域主権局長：

今、佐藤先生からいただいた重要事項の限定性のところについて、もう少し何かご説明できるものがあれば、また次回以降でもご報告したいと思いますので、またよろしくお願いします。宿題とさせていただきますと思います。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。五十嵐委員。

○五十嵐副会長：

林業についてちょっと理解が不足しているので質問なんですけれども、39番に關係してですが、何を対象にしてどういうことをやった時にどういう影響があるかということの繋がりなんですけれども、事実關係として、今森林、2つ目のポツ、地域森林計画については、今のところその、市町村の森林整備計画には計画量は登載されていないということなので、道と市町村がそれぞれ一緒に策定するので、この策定をする対象は民有林の中でも道有林と市町村有林を対象にしている。個人とか株式会社が持っている、民間が所有しているものは対象にしていないということでもよろしいですか。そうした時にメリットと、デメリットが先ほどの説明の中で、商取引を妨げる危険性があるというふうなご指摘があったんですけれども、それは道有林、市町村有林と民間の林業施業者というのは、何と言うんでしょう、どういう関係になっているんでしょうか。民間の商取引を妨げる危険性があるという説明に聞こえたんですけれども。民間の施業計画も規制をする、計画を道と市町村で考えるということでしょうか。

○井上会長：

では事務局、お答えください。

○今泉森林計画課長：

ちょっと資料4のですね、9ページ、横長の森林資源の的確な管理体制の構築という絵を見ていただきたいんですが、左側、現行制度でですね、一番下、森林施業計画・伐採届出（森林所有者）とございますけれども、民有林というのは道有林と市町村有林だけではなくて、個人とか企業とか、いわゆる一般の所有者の森林も含まれます。それで、現行の制度ではですね、そういった一般の所有者も含めて、ある程度計画的に、いわゆる私有財産ですので自由に伐採できるという私権もありますけれども、一方で、無秩序に伐採をされると公益に影響があるということで、そこを調整する制度としてですね、計画的に市町村森林整備計画に従って伐採をしてくださいという制度になっております。そういう意味ではある程度の制約がかかっていると。ただ、その制約の中身がですね、基本的には伐採方法など定性的な、こういうふうに気をつけてやってくださいといったような規定が主にありまして、数量として、全体として、例えば市町村全体でこのぐらいに抑えるために伐採量を少し抑制してくださいとかですね、そういう形の制約は基本的には現状ではないという実情にありまして、それを少し森林所有者にもですね、伐採量の抑制の部分を担当していただけないかというような趣旨でございます。

○井上会長：

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。  
佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

今のところに関連して、39のほうですね、関連してなんですが、これこういう整備計画である程度の制約を設けているということなんですが、いわゆる民間が持っている森林について道は何か補助というか、最近はわかりませんが、昔ですと森林が荒廃するということですね、森林を育成する何か補助金のようなものを出してないのか私定かじゃないんですけども、例えばそういうようなことをしていた、ないしはいるかどうかですね、これが第1点。もししているとすれば、こういう民間の人達に規制をかけるという場合に、無理矢理それをやっちゃいけませんというやり方と、何らかの資金的な誘導と言いますか、経済的なインセンティブを与えて誘導するというやり方とあると思うんですけども、その辺どういうふうに組み合わせて今までやってきたのかどうかというのが1つ質問ですね。

それから、これまたついでで申し訳ないんですけども、10ページのところで、丸太輸出許可制度と書いてあったんですけども、ご説明の中であるいは箱の中で、移輸出と書いてあるんですね、移出というのが道外に出ることでしょうかね、資料3に何個かありますですね、この辺がその輸出というと海外に出すという話で割とわかりやすいんですけども、道内から出すということについても何かそういう規制をかけることが可能なんではないでしょうかね。それが2点目の質問です。

○井上会長：

ありがとうございました。

2点質問がありましたけれども、関連してお答えいただければと思います。

○今泉森林計画課長：

はい。まず森林所有者への支援でございますけれども、造林関係の補助制度などいろいろな制度がございます。その制度を受けるためと言いますか、より優遇措置、より高い補助率だとか、そういう措置を受ける1つの枠組みとして、先ほど言いました森林施業計画制度というのがあります。これの認定を受けると、例えば木を植える時だとか、下草刈りをする時とか、そういう時にですね、事業費の7割程度ぐらいですか、補助金が出るといったような形になっておりまして、ただ、それでも自己負担があるということで、どうしても進まない所有者も中にはあるというのが状況でございます。

それから移輸出について、担当課長から。

○高橋林業木材課長：

林業木材課長の高橋と申します。

まず10ページの件でございますが、一番上にタイトルでですね、丸太輸出許可制度の構築というふうになってございましたが、これは間違いでございまして、申し訳ございません。丸太移輸出許可制度の構築ということでございます。申し訳ございません。

それから、そもそも移輸出規制の考え方というのはですね、前段の資料の中にも説明がございましたが、今ですね、全道でだいたい160万立方程度の方採量がございます。これはカラマツに限って申し上げます。それで、先ほどの資料でご説明しましたとおり、昨年度でですね、道外移出が10万立方程度でございます。今年の見込みで18万立方程度ということになってございまして、移輸出の規制というのはその地域の森林資源

管理対策の一環としてですね、機動的に対応していくことが必要だと考えております。それで原木での移出が増加するということは、過度な伐採につながりまして、北海道の森林資源を管理していくという観点に立ちますと、問題があるというふうに考えておりまして、現状ではですね、移出を制限するということは私有財産の制限にもなりますので、今の中では難しいというふうに考えております。

○佐藤委員：

これどっちがいいか私もわからないただの質問というか意見、通常道内の経済の活性化を考えると、北海道でできたものを外に出してですね、道内経済を活性化するってなことを他の分野ではやっていますよね。それで森林もある意味その4分の1、全国の4分の1あるということでしたからね、これも大変な北海道の資源ですよ。それを野放図にどんどん出せというわけじゃないんですが、きちんと管理をした上で、道外に移出して道内経済を活性化するというのは、それなりに合理性があるというふうに思うんですね。だからその、発想がそういう、単に伐採がどんどんいくという話じゃなくて、道内に会社を作って、道内に加工場と言いますかね、そういうものを作って道内、単に原材料の丸太をポコンと出してやるんじゃないで、道内でそれを活用してですね、いわば付加価値を付けて道外に出すということのために、これを規制するという話ならね、まだ少しわかるんですけども、丸太のただこう、切られすぎると困るというのは、何かそれが移出ということにすんなり繋がってくるのかどうか、どうも午前中で頭が回っていないせいかもしれないんですけど、ちょっと違うんじゃないかなという、直感的にはですね、ちょっと違うんじゃないかなという感想を持ったものですから、よくわかりませんその辺。

○山本委員：

蛇足的な発言で恐縮ですが、一方で、来年のサミットも控えて、地球温暖化とか、生物多様性とか、様々なキーワードが今言われてる中で、単純に伐採量が増えるからという理由ではなくて、北海道として、大きなランドデザインの中で、森林のポジショニングが非常に高いんだということが、もう少しいろんな条件で担保できれば、そこはそこで私は一方である種の罰則規定を、恐らくそれは、どういうことだったら公的な利益を損するかということが明快にされなければいけませんけど、そういう考え方も、大局的に見るとあるのかなという気はします。そこら辺の大きな価値の判断をしていく必要がひょっとしたらあるのかも知れないなと思います。

○井上会長：

ありがとうございました。  
他にはいかがでしょうか。  
福士委員どうぞ。

○福士委員：

これは非常にいいんじゃないかというふうに思います。北海道として、この人工林を管理していくというそういう考え方はですね、ただその量とか、木材の種類によって管理していくために規制をかけるというような時に、伐採について、届出をしてもらって、計画に適合していない場合については計画に適合してないのでやめてほしいというような形で、やっていくのはいいんですけども、それを超えて、切るということについてOKが出たものについて、どうして移出入を禁止しなければいけないのかという理由が

明確ではないのではないのでしょうか。非常に強い規制手段ですので、それを合理化する理由というのがかなり強くなきゃいけないと思うんですけども、それがちょっとすっきり頭に入ってこないというのがあります。

### ○井上会長：

今、ご意見出たところを全体として集約しますとですね、基本的にと言いますか、大筋において、この①、②というのは、これは道州制特区の提案として、まとめていこうということの方向性は、特段反対がなく、支持されている方が具体的には多かったということで、これは進めていただくことにしたいと思う。ただですね、今、特に後半の方で、何人かの先生方が出された部分、もう記憶が薄れてきつつあるんですが、要するに1点目はですね、やはり2重、3重に規制をかける必要があるのかどうか、つまり伐採に対する規制を一方でとりながら、更にその次の移出入の規制をかけるということは、特に環境との問題で言えば、伐採に対してある程度の計画をもって臨むということだけで多分足りるのかな。更にそれが道外に出て行くところまで規制をもう1段かけるということの意味というのが特段あればまた改めてですね、きちんと論点を整理してご提示いただきたい。

あと1つ同じように出てたのは、これは環境と経済というのは、これはもう常識的にもですね、いろんなところでぶつかってくる問題でありますけれども、それは前回の時にも私、若干の意見を申し上げましたが、やはり産業振興というところから考えると、もう少し移出、移入を規制する前に、別の手だてがあるんじゃないかということもあります。それで、このあたりをどう考えるかということは、環境全体の問題にも関わってくるんだらうと思っています。それにあと、山本委員等々から出てた部分なんかに関しては、これはある程度目指す方向が見えておく必要があるのでしょうかけれども、ここが出てくる部分は道州制特区という形で国から一定程度の権限等々を移譲をして、我々がそれを獲得した暁に、今度は条例等々、道内における条例等々でどのような網をかけていくことが、環境保全というような観点から有効であるのかというようなところだと思うんですね。そこのところも踏まえてですね、できれば、ここのところは改めて、改めてと言ってももう日程がもうあんまりないんですが、少しここに出てきた意見は、貴重な意見を賜ったということでもありますので、それらを踏まえた上で、もう一歩ですね、ここのところの、森林というところのご提案を、より特区提案という形で国にあげていける形に、少しまとめていただいて、その、今、出てきてる問題等々で、若干矛盾する点がこの次にあがってくるのであれば、またその段階でお話しさせていただくということをお願いしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(各委員特段発言なし)

(川城地域主権局長～会長のおっしゃるとおりさせていただきたいと思います。)

それで、若干時間を急いでるきらいも無きにしもあらずですが、環境のところ、あと残っているのが、土地利用、バイオ燃料、分類のところ。土地利用、バイオ燃料、廃棄物・リサイクルということになります。

それで、土地利用というところは道民の皆さんからの提案でナンバー49、そして50というところがあって、それぞれ関連提案ということで③という形で、前回あらあんな原稿でまとめていただいていたと思うのですが、今回、それから一歩進んだ形での資料の作成と言いますか、議論の詰めというのがなかなか進んでいないということでありましたので、これは次回にでも出していただくということで、ここのところは今回は省

略させていただきたい。

その次ですが、バイオとですね、4番目の廃棄物・リサイクルというのが、今日少なくともここまでは審議させていただきたいと思っているのですが、より具体的に資料があるのはですね、今日両方ともやりますが、廃棄物・リサイクルは先ほどの資料、何だった、3でしたかね、関連提案という形で、その部分は今日あげていただいておりますので…、はいどうぞ。

#### ○田中地域主権局参事：

会長すみません、バイオ燃料で今、木場参事のほうから説明を、ちょっと今議会の関係ちょっとありまして…、

(井上会長～ああそうですか。)

恐れ入ります、先にバイオの概略よろしいでしょうか。

(井上会長～はい結構です。)

申し訳ございません。

それでは恐れ入ります、資料の2、3ページでございます。大きな資料の2、3ページ、バイオ燃料の表につきましては、前回2枚にわたっておりましたが、今回小分類のところで、総論と税制と遊休農地の活用ということで、ちょっと頭の整理をさせていただきました。それで総論につきましては、バイオ燃料普及促進のための制度の創設ということでございまして、環境生活部の木場参事のほうから、総論の説明をさせていただきたいと思っております。

#### ○木場環境政策課参事：

ただいまご紹介いただきました、環境生活部環境政策課参事の木場でございます。よろしく願いいたします。若干時間いただきますので、席にかけてご説明をさせていただきます。

お手元の資料のですね、資料4、ページは17ページをご覧をいただきたいと思います。一番最初の資料でございますが、地球温暖化防止対策『輸送用エコ燃料の普及拡大に向けて』というものでございます。これ右下、字が若干小さくなっておりますが、エコ燃料利用推進会議報告書、環境省の有識者等に就任をお願いしている会議、私も委員として参画をいたしております。その中で昨年度まとめられた資料でございますが、矢印右に沿って、2010年、20年、30年。それぞれ2010年には50万キロリットル、年間ですね、エコ燃料、このエコ燃料にはバイオエタノール、あるいはバイオディーゼルフェューエル等が含まれておりますが、50万キロリットルを確保していくと。もちろんこれは国産、あるいは輸入量を含めてということでございます。それから2020年、10年後には200万キロリットル、更に10年後には400万キロリットル。それでこれは18年の5月にまとめられたものでございまして、ご承知のように、今年の3月ですね、省庁横断型のバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の中では、別紙の扱いになっておりますけれども、600万キロリットル、原油換算にして360万キロリットルという数字、これが掲げられております。当面こうした目標に向かってバイオ燃料の導入が進められていくという、そういう国の方針を示したものでございます。そうした中で、下にございますように、E3供給の大規模実証事業ということで、これま

で沖縄県の宮古島あるいは大阪府、そして北海道十勝地区等で農水省あるいは環境省、経産省、様々な事業を活用しながら先行的な取組が進められてきたと。

そんな中でその次のページをご覧ください。

北海道として、庁内においてですね、輸送用のエコ燃料の導入促進に向けてどのような検討体制を組んでいくかという議論がありまして、既にちょっと白黒で見にくくなっておりますけれども、バイオマス利活用庁内推進会議、これは先ほど申し上げました、バイオマス・ニッポン総合戦略の道内版の、北海道における総合的な推進方策を検討する場と。こんな会議があったり、あるいは左側にバイオマスネットワーク会議、これは私どもの環境生活部が所掌するんですが、民間企業あるいは大学、市町村等を含めた会議体。それぞれいろいろなバイオマスに関する検討組織がございまして、そうしたところの屋上屋を重ねるのではなくてですね、特にバイオエタノール、輸送用エコ燃料に関して、その普及拡大に関する具体的な検討体を作ると。それで既存の会議体との連携強化を図ろうと。近藤副知事が環境生活部、農政部、経済部という輸送用エコ燃料に関する所管部を所掌していただいておりますので、近藤副知事をキャップに国との連携、それからJAあるいは後ほどちょっとご説明させていただきますが、JAグループあるいはオエノングループといった先行した取組との連携強化を図るということで、昨年このプロジェクトチームを設置をいたしております。

その次のページをご覧ください。

このプロジェクトチームにつきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、バイオエタノールを始めとする輸送用エコ燃料の普及拡大に向けた取組を加速をしていくと。それで白丸の3つ目にございますけれども、私どもの知事も道議会等において、バイオエタノールを始めとするバイオマス燃料の大規模な製造供給拠点として北海道が機能しうるよう積極的な取り組みを進めるという表明をしておりますけれども、北海道内におけるこうした取り組みを通じてですね、北海道内における温室効果ガスの排出量の削減というのはもちろんなんですけれども、京都議定書で日本が国際的に約束をした削減目標の達成に北海道から積極的に貢献をしていくと、そういった設置目的のもとに、化石燃料に依存したエネルギー消費の抑制というものを通して、北海道における地域産業の活性化、あるいは規格外農産物の有効活用ですとか、廃棄物の減量化、それから環境関連ビジネスの育成、相当広範な波及効果が期待できるということで、このプロジェクトチームの役割も非常に重いものがございます。

それで更にその次のページをご覧くださいなのですが、庁内での連携は当然のことではありますが、庁内のみならず、庁外、産学官の北海道内における連携を強化をしながら、国の各省庁との連携も強化をすると、そんな目的をもって北海道大学あるいは北海道東海大学、更には北海道電力等の民間企業、それから経済産業局、開発局、環境省の北海道事務所といった道内の産学官の各機関とも連携を図るべく、先般、輸送用のエコ燃料の検討委員会というものを立ち上げをしたところでもあります。先ほどご説明をいたしました庁内の連携会議、それから外部との検討委員会、こうしたところでその次のページにございます。バイオエタノールの導入に向けて、上の方の道のロードマップというところにございます。若干触れましたが、十勝、苫小牧地区における先行的な取組、こうしたところに対する支援並びに他の地区における取り組み等を含めた、我が国におけるエタノールの製造供給基地としての機能を強化をしていくと、こんな考え方で議論を進めていきたいと。更にその次のページでございます。これが今までご説明申し上げてきました、左側が十勝地区、これは地産地消型のモデルケースという位置づけがなされております。それに対して、繰り返しになりますが、大規模な製造供給基地型、これ苫東等というふうになっておりますけれども、後ほど触れますオエノングル



ープのプラントの立地というのが苦東でございますし、また、研究開発についてちょっとご説明をさせていただきますが、そのベースとなるのもこの苦東ということで、当面こうしたところを舞台にという考え方でございます。ファースト、セカンド、そしてサードステップというふうに整理をしておりますが、この大規模製造基地の構想を推進するに当たっては、まず、最初の段階で資源作物の、こういった作物にするかという選定、すなわち、その作物の土壌あるいは気候条件等適正の検証、あるいは栽培方法、それから廃棄物の有効活用に関する検討、そしてそれを踏まえたガソリンとの混合あるいは輸送、貯蔵手法の検討ですとか、将来的な事業推進体制すなわち企業化の検討、最終的にはプラントの整備という、こんな流れで大規模な製造供給基地に関する検討を進めていく。

それで具体的にはその次のページになりますが、真ん中の表をご覧くださいなのですが、先行的な取組といたしまして、JAグループ北海道が中心となっております、実施場所の欄にありますように上川郡清水町、十勝清水ですね、こちらのほうで年産1万5千キロリットル規模のプラントの整備に向けた準備が開始をされております。事業期間は、これ農水省の補助事業でございます、19年度から23年度、5か年間の事業ということになります。それから同じ農水省の補助事業で同時期に採択をされました、オエノグループによる苫小牧市でのバイオエタノールの製造プラントの整備と。ちょっと漏れてしまいましたが、先ほどのJAグループに関しましては、事業概要のところがございますように、交付金の対象外の特産品あるいは規格外の小麦を原料とすると。またオエノグループに関しましては、政府輸入米、ミニマムアクセス米、これを活用するというところでございます。オエノグループにつきましても、年産1万5千キロリットル規模ということで、このそれぞれ1万5千キロリットル、全国でも最多規模となっております。

これに加えまして、更にその次のページをご覧くださいなのですが、先般、環境省の地球温暖化対策技術開発事業というものに私ども提案、地球温暖化防止のためのバイオエタノール製造に関する技術開発、産学官の連携体制を組んで、競争型の資金でございしますが、それを提案しておりましたところ、採択をされたものでございます。事業の目的の欄がございますように、これは資源用のトウモロコシの実、更には葉ですとか茎といったセルロース系の原料から低コスト、高効率のバイオエタノール製造方法を開発していこうというものでございます。ポイントの欄にありますように、1つ目、①のところにありますように、トウモロコシに関しましてはアメリカで先行して取組が進められておりますが、国内ではトウモロコシを原料とするバイオエタノール製造というのは初めての取組でございます。実を使った処理方法あるいは発酵精製条件、それから残さの活用、そういった多段階型の利用法を確立をしていく。地域的な視点に立って、②のところにありますように、茎ですとか葉を活用したバイオエタノール製造に関する処理方法、あるいはその装置の検討、開発を進める。③にありますように、更には道内に広く自生をしております、ススキですとか葦、こういったセルロース原料の応用研究までやっけていこうというものでございます。19年度から21年度までの3か年の事業期間、今年度は1億1千万の研究費用を獲得をしたところでございます、20年度そして21年度、トータル3年間で3億4～5千万の研究費というところでございます。それから技術開発の実施者の欄にありますように、道内の試験研究機関としまして、道立の工業試験場、それから食品加工研究センター、畜産試験場、北海道大学、それから道外、神戸大学。この神戸大学に関しましては、セルロース系の関係で今、最先端の取り組みを進められている先生に参画をいただくことになっております。それから道内のプラントメーカーであります北興化工機という、こういった体制で研究開発に臨んでいくと。それで先ほど申し上げ

げました、十勝におけるJAグループ、そして苫小牧におけるオエノングループ、更には今回採択をされました研究開発、これも3年目以降、直ちに実用化ということを目指しておりますので、こういったものを核としながら、北海道における大規模なバイオエタノールの製造供給拠点の形成に向けて、更に積極的に取り組みを進めてまいりたい、現在はそういった取り組み状況でございます。以上でございます。

**○井上会長：**

ありがとうございました。

時間もあまり無いようですが、ちょっと1点、お聞きしたいんですけどね、今、庁内における例えば輸送用エコ燃料、バイオエタノール等々についての取り組みというのは、かなり詳細に伺ったんですが、ここでむしろ議論したいものというのは、これは道州制特区提案というための委員会でありまして、何をどう特区提案として国にあげていくのかということ、それに関連してここに道民の皆さん方の提案が108、109、110そして30、ダブリですけどもあげられていて、これに対して、これらを受けた形で道州制特区提案というものが1本あるいは複数本あげていくことができるのかということを検討するための委員会がここでありまして、その点について手短にお答え、お考えをお聞かせいただければありがたいと思うのですが。私が今言ってることの趣旨、おわかりいただけますでしょうか。

**○木場環境政策課参事：**

はい、もちろん。これは地域主権局のほうとも話をしておりますけれども、現在私どもの課の中におきましても、バイオエタノール、それぞれその製造をするプラントだけ整備をすればいいということではなくてですね、まずは資源作物の栽培から、それからプラントの整備、更にはできあがったエタノールを消費をして走る車に関する一貫したですね、製造から消費まで一貫した取り組みの中で、どこをですね、どう、制度なりの改正要望をするのか、あるいは改正をしていくのかということに関して検討を進めております。例えば要望の中にもありますけれども、揮発油税の減免ですとか、そういった面から始まってですね、現在検討を進めておりまして、そこはもう少しお時間をいただいて具体的に提案をさせていただければというふうに考えております。

**○井上会長：**

わかりました。

そうするとですね、今、庁内でご検討されている揮発油税の減免等々、この問題の非常にややこしいのは、バイオエタノールを進めるという環境の観点からと、例えば、安心で安全なという農業の問題とが時々バッティングする局面があったり、例えばこの道民の皆さんから提案を受けている部分については、このバイオエタノールというものを推進していくという中では、例えば、先ほど出てきた揮発油税の減免等々、国税、地方税にまたがってですね、税の減免をとりながら推進していくというところが、この案件を動かす力になるわけですが、税収が減免になるというデメリットと、環境のポジティブなプラスの部分とどう折り合いをつけていくのかというようなところで、非常に私も難しい問題だとは思っています。

それで、私の最後の質問ですが、これ他の皆さん方の時間をとってますので。庁内で検討されておられるということですが、いつごろ、何か具体的に目途というのはお考えになっておられるのでしょうか。

言い換えれば、私たちが、先ほどから何回も言ってますように、今ここでやってる部

分というのは、11月の末を一応の目途として提案をまとめ、12月の始めぐらいに知事に答申するという、提案づくりをここでやっているわけで、あるいは来年の2月が目途というのもあるんですが、そのところで、どこでこの問題を位置づけていけばいいのかというのが質問の趣旨です。よろしくをお願いします。

**○田中地域主権局参事：**

恐れ入ります。実現するための手法ということで、生産から流通まで一連の中での隘路といった点につきましては、目下検討中でございます。とりあえず今、道のバイオの取り組みというものをご説明させていただきましたが、現段階で、道民の皆様からいただいている税の減免とか、それを超えてる形まで、庁内での意見、議論は熟してないと考えてございます。

**○井上会長：**

具体的に、日程的なものは、今の段階では特段考えておられないということですね。

**○田中地域主権局参事：**

まだちょっと時間を要します。

**○井上会長：**

その他、委員の皆さん方からご意見等あれば、  
時間大丈夫ですか。

(木場環境政策課参事～はい大丈夫です。)

委員の皆さん方からご意見あればお出しいただきたいと思います。  
よろしゅうございますか。  
佐藤委員どうぞ。

**○佐藤委員：**

何かいいと言われると、何という感じなんですけども。

今、会長が質問されたことにほぼ尽きてるのかなというふうにも思うんですけども、要は、で何をもって道州制特区で提案するんでしょうというのがよくわからなかったの、そのところを明らかにしていただきたいなと思うんですけど。あと、バイオエタノールで本当にいいんでしょうかというのもあるんですが、しかしそれはまた別の問題だろうと思うんですね。ただちょっと気になりましたのは、これは質問というわけではないのですが、18ページですね、の真ん中にありまして、近藤副知事を中心にしてというご説明があって、その下にですね、環境生活部が環境省と、農政部が農水省と、経済部が経産省と、この見事な、正直なというか、この図ですね。なるほどなというふうに思ったんですが、やっぱりこうなんです。ならざるを得ないということなんですかね。何かこう、折角バイスガバナーをですね、トップに据えて、プロジェクトチームだと言ってやって、各省とはそれぞれの部がやりますという、これを変えないとなかなか特区って行かないんじゃないかなというふうに感想を持ちました。

**○井上会長：**

ありがとうございます。

## ○木場環境政策課参事：

すみません、これはこういう表現の仕方は極めて不適切ですね。おっしゃられた通り、私どもがこのプロジェクトチームを設置した目的というのが、少なくとも庁内あるいは国に対しても、縦割りの弊害を排除すべくという大前提に立ってますので、既に国への要望等につきましても、農水省に関する要望は農政部ということではなくで、私ども一本化をしてですね、連携を図って対応しております。従ってこれ横軸を通しておかなければいけないですね。申し訳ありません。それから決してこれ先送りするというのではなくて、先ほど会長からもお話ありましたが、私ども、研究開発についてもですね、基本的なところで大きな問題となっているのが食料との競合というようなことが盛んに言われておりますので、これも苦東の工業団地の遊休地等を活用すると。原野、雑種地を使って、すなわち農地ではないところで栽培をする。その手法が確立できれば、道内のですね、もちろん耕作放棄地等を含めた遊休地での栽培が可能になる。そういったところで食料との競合を避ける。それから、一番大きなのはやはり、税の問題はもちろんあります。海外からですね輸入する、ブラジルから輸入する、現在6～70円ぐらいでしょうか、もうちょっといってるかも知れませんね。そことの、裸で戦えと言ってもこれは極めて困難な話でありまして、コストを徹底的に削減をする、今申し上げました農地ではない原野を使う、すなわち食べるためのものではないということになればですね、そこで耕すことをせずにとということもありますし、それに除虫剤、除草剤をかけない方法ですとか、いろんな面でコストを落としていくということ。それから相まってですね、税制改正すなわち税の減免ですとか、あるいは海外等で実施されている、作物を作るところそれからバイオエタノールを製造する、その様々な段階での公的な支援措置というものが入ってきませんと、これはなかなか輸入物と戦うことはできない。そんな中で努力は努力として実施をすべく、おっしゃられたようにですね、特区として先行して何らかの措置を講じられないかというのはですね、これはですね、私どもの農政部ですとか経済部ですとか、今主権局ともですね連携をして鋭意検討してまして、決して先送りではございません。一貫した提案ができないかということで、今進めておりますので、もう少々お時間をいただきたいと思いますと思っております。

## ○佐藤委員：

わかるんですけども、要するにこの特区申請というのは、例えばこういうことをやろうとする時に、国の規制だとか、国の規制がじゃまだと、こういうのがなけりやもつとうまく行くんだけどというのが、多分最初にあるんじゃないかと思うんですね。今のお話を聞いてると、これから探しますという印象を受けちゃって、ちょっと何か違うのかなという感じを受けました。

## ○井上会長：

私は先ほど、先送りという言葉は多分使わなかったと思うので、もしそういうことを言ったら、甚だ申し訳ないというふうに思います。ただ、これ道民の皆さん方からご提案をいただいておりますので、是非これを取りまとめて、国に特区提案としてあげるということは、私どもの使命と言いますかミッションと言いますか、ということなので、そこのところ先ほどの説明の最後のところでは、よく十分すぎる以上にご理解いただいていると思いますので、是非今後ともよろしくご協力のほどお願いいたします。

どうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

では、担当の方、議会ということで、議会とこっちとどっちが大事かと言うと、向こうの方が多分大事でしょうから、それは一応妥協いたしました。

それでですね、今、退出されましたけども、今のバイオ燃料のテーマにつきまして、残された事務局だけしかいませんけれども、ご意見等あったらお出しいただきたいと思いますが。

よろしいですか。

事務局から何かあるんですか。

(田中地域主権局参事～バイオを引き続きまして税制の話とか・・・。)

それはやはり、第2回答申というのはもう、あと2～3週間しかないので、甚だ厳しいかも知れません。けれど、ここのところはやっぱり何本も道民の皆さんから意見があがってるので、何らかの形で1つきちんとした形にしてね、あげたいと思いますので、これからも担当部署と協力されながら、是非まとめていただきたい。これはもう来年の2月になるかその次になるかは別としてね、やっぱり難しいのはよくわかる。そう思うんです。よろしく願いいたします。

では、バイオから次に移ってよろしゅうございますか。

ではですね、いや私は事務局通りの進行表でやってないから、今みたいな問題が出てくる。最初は全部説明させると言っただけで、あんなに長い、2時間ぐらい説明されて、2時間前のものについて質問なんかできないだろうと思っていたので、少し順序を変えました。申し訳ありません。いつももう順序が変わってしまっていて、事務局には迷惑かけてるんですが。

それで最後のところと言いますか、テーマの環境のところの分類、廃棄物・リサイクルということで、これは113、114の道民提案としてあがってるものですが、循環型社会という形で取りまとめる方向で進んでますので、それらを軸に事務局のほうから説明方、よろしく願いいたします。

#### ○田中地域主権局参事：

それでは資料の2、大きな表の廃棄物・リサイクル、113番、2ページでございます。113番、一廃処理施設の設置要件の緩和と。それで、道民提案自体は概要にございますとおり、要許可施設の指定権限の移譲を受けて、国から受けて、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り、設置許可は不要とするという形なんですけども、現実にも今、生ゴミなど一般処理施設の設置は知事が許可をしております。それで1日当たり処理能力5トン以上、これは事実関係に書いてございますが、廃棄物処理法に基づきまして、一般廃棄物処理施設のうち、1日当たりの処理能力が5トン以上につきましては、知事の許可が必要であると。それでその許可を不要ということなんですけども、これは想像するに、環境アセスとか手間暇がいろいろかかるんで、そういうものを規制緩和してほしいという趣旨かと考えてございます。それで事実関係のところ、2つ目のポツでございますが、一般廃棄物処理施設につきましては、周辺の環境に影響を与えること、ということから一般的に設置は禁止すると。しかしながら、一定の技術上の基準に適合したものとか、生活環境の保全が配慮されたものについては、禁止を解除すると、許可をするという形になってございます。それでメリットでございますが、確かに知事許可とか許可が無くなれば、手続きも不要となるのか、またメリットにございますとおり、環境影響調査などなくなるんですけども、若干何でもありみたいな格好になりますけども、一方でデメリッ

トといたしまして、生活環境に及ぼす影響について調査がされないまま施設が設置されることから、環境への悪影響が考えられると。また、施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理というものが、やはり環境に悪影響が来るのではなかろうかなどのデメリットがあるかと。

あとちょっと併せまして114番でございます。

これは、道民提案につきましては、処理施設許可要件の条例委任ということで、今、許可要件のうち、住民同意の取り扱いにつきまして、条例で決めて、業者と住民のトラブル解消を図ってはどうかという提案でございます。これにつきましては、これは産業廃棄物のほうでございますが、基本的に施設設置につきましては知事の許可が必要となっております。ただその時には設置者の能力とか、科学的・客観的な基準で許可をしておると。あと北海道におきましては、北海道における廃棄物等の処理に関する指導指針というものを別途作っております、これに基づきまして、知事との事前協議とか住民の同意というものを、この通達というんでしょうか、昔で言うと要綱というんでしょうか、こういう指導指針で行っておるという状況でございます。それでメリットといたしまして、住民同意が得られた施設設置が図られると。デメリットにつきましては、第三者の個人的な思想等によって、施設設置が拒絶できてしまうということで、必要な整備ができなくなるおそれがあるという点がございます。

これのいずれも摘要欄④循環型社会と書いてございますので、資料3の最後のページをちょっとご覧ください。資料3、④、北海道らしい循環型社会の形成でございます。

それで④の検討状況でございますが、大きく2つの要素がございます。検討状況のところ、カッコで書いてますが、再生利用いわゆるリサイクルの認定権限を移譲してほしいと。これは今、環境大臣が行っております認定権限を北海道知事に移して欲しいということでございます。もう1点は、廃棄物処理施設の設置許可基準を国が今、一律で決めておりますので、それを道が独自に決めさせて欲しいと。大きくはこの2点でございます。

それで恐れ入ります、資料の4、項目別資料一覧でございますが、資料の4の13ページでございます。資料4の13ページで、とりあえず13ページにつきましては、今北海道が取り組んでおります、北海道らしい循環型社会の形成というものを、一応その廃棄物とか3R、リデュース、リユース、リサイクルですか、そういった処理とか、社会経済システム・技術システムの構築とか、いろいろ施策として北海道らしい循環型社会の形成に取り組んでおります。こうした中でバイオマスの利活用、また循環型社会ビジネスの振興など考えてございまして、その取り組みを進める意味でも、真ん中にありますが、循環型社会形成の推進に関する条例、これは今、循環型社会の形成に関する条例案につきましては、来年の当初議会に出せないかと、出す方向で今整理をしておるよう聞いておりますが、一方で道州制特区も活用して、北海道らしい循環型社会の形成ができないかという問題意識でございます。

めくっていただきまして、北海道らしい循環型社会の形成、14ページでございます。

14ページの現状、豊かな環境を守っていく、環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指す、循環型社会の形成を推進するという現状の中で、課題でございます。廃棄物の再生利用、いわゆるリサイクルに必要な廃棄物処理法に基づく許可につきましては、市町村や道など、許可権者が複数で手続きも煩雑と。これは実は、一般廃棄物と産業廃棄物がございまして、一般廃棄物の業として行う許可は市町村、それで産廃、後ほど資料で出てまいります、産廃の業を行う時は北海道知事。それで一廃も産廃も施設設置は知事許可ということになってございます。それで広域的に行おうとするとそれぞれ市町村、業を始める時に市町村にあちこち行って、関係市町村の許可をもらうとか、

そういう手続き的な問題があるかと思えます。それで地域特性に応じた利活用を行うためにも、例えば特に廃棄物処理施設の設置基準は全国一律であると。これを実情に合わせて欲しいということがございます。それで提案に向けたイメージでございますが、リサイクルの再生利用の特例と、もう1つはいわゆる廃棄物処理施設の設置基準。それで、2の設置基準につきましては、全国一律で決めてるものを道独自の基準にしたいということで、右に絵がございまして、先ほども申しましたが、北海道における廃棄物処理に関する指導指針ということで、いろいろ調整はしておるんですけども、そういったものを例えば条例化できないかという問題意識でございます。

ちょっとすみません、リサイクルのやつ次のページ、15ページをめくってください。

15ページで、北海道らしい循環型社会の形成と。それで廃棄物の区分と処理責任ということで、まず一般廃棄物、これは家庭から出されるごみなどです。それで一般廃棄物の処理は市町村の責務となっております、廃棄、焼却施設などで廃棄するか、または再生利用、リサイクルをするか。その時に一般廃棄物処理業、業を行う許可は市町村長、廃棄物処理施設の設置許可は知事権限ということになってございます。ただその時に、一定の要件でリサイクル、いわゆる再生利用をする時には、国が特例認定ということで、国、環境大臣が一気にやってしまうと。個別の市町村長とか知事の許可ではなくて、一定の要件を満たす再生利用、いわゆるリサイクルについては、環境大臣が一括して認定をするというのがリサイクル、いわゆる再生利用の関係でございます。同じく産業廃棄物でございますが、事業活動に伴う20種類の廃棄物、別途定められてございます。それでもともと産廃は、処理は排出事業者の責務と。それでこれもやはり焼却する場合、またリサイクルする場合と分かれまして、これは業として、また施設設置、いずれも知事権限でございます。それで、ただし、同じく再生利用、リサイクルの場合は環境大臣が一定の要件の場合、認定をするという仕組みでございます。ちなみに右側、リサイクルの状況ですけども、一般廃棄物のリサイクル率、北海道17.2%。全国平均が19.0なので、全国平均に届いてないという問題意識がございます。それで左下、許可等の区分でございます。先ほどもありましたように、廃棄物処理法に基づく許可は、市町村や道など許可権者が複数で手続きも煩雑であると、いうことは、ここに業の許可と処理施設の許可と一応分けてございます。それで業の許可、一般廃棄物につきましては、これは市町村、ちょっと下に市町村と道と国になってますが、この左上のマス、一般廃棄物処理業の許可、これは市町村でございます。次にちょっと太字の線で引いてます、右側の産廃処理業の許可は、これは知事。あと下の処理施設の許可、これも知事でございます。ところが国は、こうやってまたがってるんですけども、再生利用の特例ということで、一定のものをリサイクルする場合には、環境大臣が直接認定を行うと。その時には都道府県とか市町村の許可が不要になります。従って、複数の市町村にまたがったりする時に、環境大臣が一発で、例えば業と施設の許可を行うといったことが決められております。あともう1点は、処理施設に係る技術上の基準。これはいわゆる処理施設は、全国一律の基準が法令上定められておるということでございます。

それで恐れ入ります、めくっていただきまして、16ページでございます。

再生利用特例の認定制度ということで、これはすみません、本日お配りした資料で最後のほうに、産業廃棄物再生利用認定制度の認定状況という2枚ものの紙が、資料がついてると思うんですが、最後のほうだと思います、産業廃棄物再生利用認定制度の認定状況。これは、実は前回福士先生からの宿題になってございまして、現実どんな実績があるのかということに対するお答えでございます。ただ、これまでも多々宿題をいただいておりますが、その宿題については項目の時にお返ししたいと思っておりますが、とりあえずこれは再生利用の具体例。例えば8番、これは太平洋セメント株式会社上磯

工場、廃ゴムタイヤ。再生、リサイクルの方法、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料としてリサイクルする、利用するというケース。

あとめくっていただきまして、18番、これは新日鐵の室蘭製鉄所で廃プラスチック。あとまた、27番で、廃肉骨粉、これは27番は太平洋セメントで、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用すると。あともう1点、33番も廃肉骨粉といった、北海道ではこの辺が環境大臣の再生利用の認定を受けてるケースでございます。

それで恐れ入ります、資料に戻っていただきまして、16ページ、資料4、16ページです。最初にありますとおり、再生利用を行い、又は行おうとする者は、再生利用の内容が環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に環境大臣の認定を受けることができる。ここで環境大臣の認定という行為がからんでおります。この認定を受けた者は、処理業の許可を受けずに当該廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる制度。それで、対象廃棄物は環境省令で規定をするということになっております。それで、(1)認定の対象。矢印であります、廃ゴムタイヤとか廃プラスチックとか廃肉骨粉でございます。ここも対象廃棄物は全国一律でございます、なかなか対象廃棄物の地域の実情というのが考慮されない状況にある。(2)認定の基準。これは再生利用の促進に寄与する。(3)再生利用者の基準。5年以上再生利用をちゃんと的確にやっている者。それで(4)施設の基準。施設の基準は一般的な基準、一般的と言うんでしょうか、これは全国一律で、再生利用の場合だけではなくて、一般的にもこの施設設置基準というのは全国一律に決まっておるということで、なかなか地域の実情が反映できないと。ということで、こういうことがあれば、何と言うんでしょうか、こういう対象の廃棄物を一定の要件を満たせば、右端ですけれども、環境大臣が認定証というのを交付をして、道の許可とか市町村の許可とかが全くいなくなるという制度が、再生利用特定認定制度でございます。

それですみません、最後、資料3、横表でございますが、資料3で見ていただきますと、提案に向けたイメージということで、1点目、廃棄物の再生利用の特例ということで、現在、国が、環境大臣が認定している権限を、北海道にまかせて欲しいということで、独自の設定をしたいと。例えば、廃食用油、天ぷら油とか、これをBDFでバイオ燃料にできないかとか、そういった例が考えられます。また、一般的に廃棄物処理施設の基準というのが法令で定められておりますので、これは地域の実情に応じた基準に変えて欲しいということで、権限移譲を求めるものでございます。

以上、説明終わらせていただきます。

## ○井上会長：

ありがとうございました。

もう少し議論するテーマも残ってますので、ここで一旦ですね、休みを取らせていただきたいと思います。どれぐらい取りますかね、今、18分ぐらいですか。25分からはじめますか、30分からはじめますか。

じゃあ25分までにしましょうか。若干、もし遅ければそれはそれで、揃った段階で25分以降はじめるということでご了解いただきたいと思います。

(約7分30秒間休憩)

## ○井上会長：

では、お約束の時間になりましたので、再開させていただきたいというふうに思います。



それで、今これから、ご意見、ご質問を賜りたいと思いますのは、廃棄物・リサイクルというところで、事務局のほうからですね、道民の意見を取りまとめた形、整理した形で、④循環型社会というタイトルのもとで、それにまつわる背景等々も含めてですね、説明をいただきました。只今の事務局側からの説明に対して、ご意見あるいはご質問があれば、委員の先生方お出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

#### ○五十嵐副会長：

関連のほうの資料の3のほうからですが、北海道らしいというこの言い方が非常に微妙なというか、あいまいなんですけれども、何が北海道らしいのかなとずっと見てたんですが。提案としてはいいとは思いますが、もうちょっと強く打ち出したほうがいいと思ってしまして、1つは再生利用の特例ということで、ここ例で廃食用油などとあるんですけど、ストーリーが必要でやっぱり、今ここしか認められていないんだけど、北海道にはもっとこんなような再生可能な資源があるんで、それを北海道として再生をしたいのだという、なんかそういう言い方が必要なのかなと思いました。

2つ目の施設の設置基準もですね、全国一律の何が今不十分なのかという説明がちょっと足りないのかなと、ここに見ると、水道水源にも、国の基準だと設置できてしまうような感じがするんですけれども、実際にはどういう問題があって、だから道としてもっと基準を上乗せするんだという、そういう説明というか、訴え方が必要かなというふうに思いました。

あともう1つちょっとわかってないのが、道民提案がこれとどういう関係になっているのか、ちょっとわからなかったんで、そこを説明できればと思います。

#### ○井上会長：

ありがとうございました。

事務局のほうでお答えいただけますか。

#### ○石金循環型社会推進課参事：

循環型社会推進課の参事の石金でございます。座ってご説明させていただきます。

廃食用油以外にもというお話でございました。これに関連いたしまして、北海道らしいという部分の中で、私ども、循環型の推進基本計画、この中でバイオマスの利活用、それから循環型社会ビジネスの振興という位置づけをしてございます。その点も踏まえまして、バイオマスという観点でここに廃食用油というのも掲載してございます。ただ、もっと具体的に訴えるものと言いますと、木くずの問題ですとか、それから家畜のふん尿ですとか、生ごみの問題ですとか、そういうものも含めたですね、ご説明が必要だというふうに考えてございます。具体には、先ほどご説明しておりますけれども、国の認定の中でいきますと、廃ゴムタイヤ、それから廃プラスチック等々、大手企業の既存の施設の中で、廃棄物、循環資源を利用するというパターンでございますけれども、北海道の廃棄物、循環資源の実情というものを考えますと、その大半を占めるバイオマスですね、家畜ふん尿なり生ごみ、そういったものも含めまして利用を更に進めたいということで、市町村の許可、それから道の許可等々の煩雑な手続きを一括する形の中でスムーズに進めたいというものでございます。以上がストーリーの部分で、私どももその辺は十分説明を付加していきたいというふうに考えております。

2点目の設置基準の関係でございます。水道水源への配慮などという部分では、非常に内容等が不十分で、問題点もというお話でございます。先ほどのご説明の中でも触れてございますけれども、北海道におきましては指針というものを作りまして、法律以上

に施設の設置について規制をかけてございます。これは最終処分場、埋立地につきましては、水道水源の上流域で汚水を排水をするというのは問題があるという観点から、水道水源の上流ですとか、病院関係、学校関係、こういう施設の周辺500メートル近傍にはこういう最終処分場の設置を認めないと言いますか、規制をしてくださいという指針でもって、設置者に対して協力をいただいているという状況でございます。指針というものですと法的拘束力というのは乏しいんですけども、大半のものについては、事業者の方についてはご協力をいただいて、設置をしてきている状況でございますが、今回、そういった状況をより明確化するためにですね、水道水源の配慮ですとか、北海道特有の積雪寒冷地という中で、最終処分場の汚水処理の体制ですとか、それから処分場に降った雨水等については漏水させないという、遮水的な構造をつけてございますけれども、その辺も北海道独自のもので管理できないかですね、その辺について、道独自の基準と言いますか、地域の実情に応じた基準というものも考えていきたいという形で、記載させていただいております。

#### ○田中地域主権局参事：

それで3点目、道民提案と今回の関連提案との関係でございます。デカ表、資料2の2ページでございますが、道民提案2本ございまして、113番で一般処理施設の設置要件の緩和という提案と、処理施設許可要件の条例委任と。イメージとしては、113番がリサイクル、再生利用の権限の移譲、あと114番は施設設置というふうに関連提案では考えておりますが、113番の道民提案、これをよく見ますと、いわゆるリサイクル利用が確実であるならば、例えば知事許可を含めまして、許可不要にしてくれという道民提案でございます。ただ、これにつきましては、やはり環境アセスとか、一定の手続きというのは必要ではないかということで、メリット・デメリットのところ、特にデメリットのほうで、やはり環境への悪影響というものが考慮せんといかんのではないかということのその気持ちを受けまして、関連提案の中ではそのリサイクルをどのようにやっていくかという時に、今環境大臣が広域な、例えばこれから市町村をいくつかまたがるような広域な業の許可とか、そういった施設の許可とか、そういった環境大臣が持っている認定権限を北海道がやることによって、少しでもリサイクルに貢献できるのではないかということで、そこだけのつながりでございます。恐れ入ります。

#### ○井上会長：

よろしいでしょうか。  
福士委員どうぞ。

#### ○福士委員：

先ほどの道民提案に関して、私も再生利用の認定があれば、許可等が不要だという限りで道民提案に賛成です。他方、一般的に、許認可等を不要にするという提案であるとすると賛成できないと思います。循環型社会ということで、この再生利用の特例というのが新たに生じてきたわけなんですけれども、国のほうはやはり、かなり慎重にリサイクルを進めていこうというふうを考えているんだと思います。北海道としては、まさに北海道らしい、地域に応じた再生利用をしたいということですが、そこはやはり、かなり慎重に、悪影響が生じたり、不正に利用されないような形で、やっていただければというふうに思っています。

2つ目ですけれども、許認可だけじゃなくて、廃棄物処理法一般について、北海道で使いにくいところがあるのであれば、条例で上書きしていくということを考えていいの

ではないか。それで許認可のところについては現在の法律が不十分なので、要綱でやらざるをえないという形になってるということですので、水源地とか、立地規制も必要であれば地域でやっていけるようにするということについては賛成です。

**○井上会長：**

ありがとうございました。  
佐藤委員。

**○佐藤委員：**

私よくわかってないので大変申し訳ないんですけど、一方で規制を緩めるように見えて、一方で規制を強化するような感じもしたんですけども、それでいいんでしょうかね。それで、どこが緩んでどこがきつくなるのかがよくわかってないので申し訳ないのですが、まあそれが1点。

それから、これは他のところにもありましたかね、大きな表でも小さな個票のほうでもあるんですけども、下のほうの114のデメリットのところ、良好な施設であっても、第三者の個人的な思想等により施設の設置が拒絶できてしまうことから、というのはなのを言ってるのかよくわからなかったんですけど、どういうことなんでしょうか。

**○井上会長：**

今、福士先生と佐藤先生からご意見あるいはご質問いただきましたけれども、それについて事務局のほうから答えていただきたいと思います。

それで、私もいくつか意見があるのですが、とりあえず今の段階ではですね、佐藤先生がご指摘になった、この114のですね、デメリットのところ。ここはやっぱり世間の常識をもってこの文面を理解するところから出発すれば、これは甚だ誤解を受けやすいし、不適切な表現だろうというふうに、私個人は思います。佐藤先生はそこまで強くおっしゃったわけではないんですけど、私自身は思っておるので、ここの表現はですね、これ再考願いたい。必ずしも思想をもって判断するわけではなくて、近所に不法な施設が、不法というか、できればやっぱりそれはそれで既得権というか、環境をという形で反対されるというのは、これは日常茶飯事このあたりで見受けられることなので。ちょっと考えをいただきたいということで、私は留めておきますが、福士先生と佐藤先生のご意見等々を受けて、事務局のほうからお答えいただければと思います。

**○石金循環型社会推進課参事：**

お答え前後するかも知れませんが、認定をすることによってきつくなるのが、片方で設置基準を道が定めて、きつくするのか緩めるのかとその辺の話だったかと思いますが、国の認定におきましても、認定の中身は業の許可、施設の許可を不要とする扱いにしてございますけれども、事業者が適格なものか、また施設が環境にも十分配慮したその他の設置基準等も含めてですね、対応できる施設かという部分につきましては、併せてチェックをいたしますので、そこでは緩めるとかきつくするという状況ではございません。業の許可、施設の許可を市町村が行う、道が行う、この手続きを一括でまとめて行いましょうという扱いをしてございますので、そういう面では新たに道が設置基準等を上乘せをする以外につきましては、国のやっている許可の基準等々を踏まえて行うという中身でございます。

それで、良好な施設うんぬんという部分につきましては、これ私どもで書いたかどうかちょっとあれなんですけど、多分ここで書かれている趣旨は、住民同意を厳しく設定して

いきますと、住民の、隣の、何と言いますかね、人そのものがいやだから、というようなそういうような形で、近所付き合いもなかなかできないという状況も世の中に出てきておりますけれども、そういったニュアンスで、ただ反対のための反対というようなものもあって、施設の設置等について、障害があるのではないのかという趣旨で書かれているんだと思いますけれども、こういう表現は確かに会長がおっしゃっている通りに不適切な部分だなというふうに私も思いますので、その辺は表現の仕方というものを整理すべきだというふうに思います。

それと、福士先生のお話で、道民提案については認定があればOKというお話であったかと思いますが、私どももリサイクルを進めるということと、環境を守る、適正に処理をするというのは、両方守らなければならないというふうに考えてございます。そういう意味では、リサイクルをすれば何事も認めますということであれば、私ども北海道の環境は守れないという認識でおりますので、そういう部分では認定制度等も含めてですね、リサイクルと言えどもきちっと適正処理をいただくという考えで進めたいと思っております。

それと、逆に応援演説いただいたかなと思っておりますけれども、その辺ちょっと大変かなというふうに思いますけれども、法全般について、廃棄物処理法全般について、上書きでも良いのではないかというお話でございましたけれども、私ども立地規制の部分、裁判でも負けた事例もございます。釧路で最終処分場の設置につきまして、小学校周辺近くの処分場の設置につきまして、道は不許可処分をして、裁判で負けたという経緯もございます。そういった意味で、環境保全には配慮してまいりたいと思っておりますが、なおかつその国の法律との関係、立地規制の部分もですね、国のほうは大分厳しいお話をしている部分も出てくるんだと思いますけれども、その辺、先生方のご意見等もいただきながらですね、北海道の環境を守る、リサイクルを進めるという観点で、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

#### ○井上会長：

ありがとうございました。

佐藤委員どうぞ。

#### ○佐藤委員：

さっきのデメリット、第三者の個人的な思想等というのは、会長は何を言ったかわかったらしいですけど、私やっぱりわからない。どこがそれに当たるのかというのは、よくわからない。あれですか、住民の同意を求めるから、誰かが反対するとできなくなるというのがデメリットだと書いたということなんですか。

(石金循環型社会推進課参事～ええ。)

そういうことですか。わかりました。

それで、最後のお話で、何となくそういうことかなと見えたのは、私のような理解でいいのかという確認なんですけども、例えば全国的な基準では小学校から500メートルは離れていなきゃいけないというのは、これは青森以南で言いますと、非常に土地の面積も狭隘であるためにですね、まあ500メートル離せばいいんじゃないかと、あるいはそういうふうにしなないと現実的にはそういう処理場の設置は不可能であると。しかし北海道の場合は、非常に広大な地域なので、細かい数字は適当ですけど、500メートルじゃなくて、1キロ離れてても十分場所が確保できると。だから北海道だけ、基準

をきつくするとか、変えて、できるようにしてほしいと。こういうことなんですかね。

#### ○石金循環型社会推進課参事：

今の500メートル等の話でございますけれども、これは昭和63年、その前かも知れませんが、廃棄物処理施設、特に最終処分場ですとか焼却施設、それから病院等から出ます感染性の廃棄物、こういうものの中間処理施設等の整備については、地域からいろいろ反対の意見なりが出てきたというのが、全国的にもあったかと思えます。一方では、こういう施設というのは、なくてはならない施設でもございます。ですから、どこに作っていくかということと、地域の理解を得て設置をしていくかということが重要だというふうに私ども考えております。そういった観点から、法律では基準等を満たせば設置できるという法律になっておりますから、私どもは指針なり要綱という形の中で、より地域の理解も得られて、なおかつ適正に廃棄物、循環資源等が処理できるということを進めていく中で、事業者のご理解をいただきたいという意味で、設置地域を限定的に指導してきたという状況でございます。北海道は広いからどこでも作れるということではございません。理解を得て進めたいという観点で、ある意味ではトラブルを避けたいという観点もありますし、地域においてうまく理解も進めていけばですね、必ずしも限定的に考えなくてもいいんだというふうには考えております。

#### ○田中地域主権局参事：

現行の指針の中に、設置予定地概ね500メートル以内の住民の同意を取りなさいとか、現行の、今の指針はそういうになっております。それで、これを例えば1キロに、北海道広いですから、例えば500メートルを1キロにするとか、そういうことも検討の中で、今後検討することはあるんでしょうか。と私が聞くのも…、すみません。答えをちょっと。

#### ○石金循環型社会推進課参事：

広げるとするのはですね、私ども今ちょっと考えている状況ではございません。500メートルと言っている部分で、理解をいただきたいという話を今の指針で行っているという状況でございます。

#### ○佐藤委員：

指針で500なんですね。わかりました。

それで、それは条例なりで規制するということが不可能なんですか。廃棄物処理法のどこかを何か変えないと、それを単なる指針ではなく、条例として上乘せというか、廃棄物処理法には書いてないんだけど、道として独自の条例を作るというのは、やってはいけないことなのかどうかということを知りたいんですけど。

#### ○石金循環型社会推進課参事：

法律そのものはですね、立地規制と言いますか、そういうものはございませんで、ただ施設の整備等を進める中で、理解をいただきたいという形の中で、私どもでは水道水源の上流ですとか、住宅地等についての立地についての指針を定めて、ご理解をいただいているという状況でございます。

それで、法律的に立地規制をすることが可能かどうかというのは、私も十分理解できておりませんが、先ほどの裁判の時においてもですね、釧路においては学校周辺

の施設の設置については、私ども不許可処分としたんですけれども、そのくだりにつきましても、結果的に裁判では許可をしなければならないということで、北海道としては敗訴したという事実がございます。

○佐藤委員：

それはね、細かいことがわからないので間違えてるかも知れないんですけど、確かに指針程度のことで、何と申しますか、営業の自由を侵害してはいけないというのは、出てきそうな感じがしますよね。ただ、この提案はですね、提案というか何番だっけ、114の提案は、住民同意、事前説明会の開催などができるように、その他にも恐らくあるんだと思いますね。考えればですね。そういう許可要件を条例に委任するという提案なんですね。それで、許可要件を条例に委任するというのを、法を改正しないとできないのかどうかというのが第1点ですね。

ただ、指導指針というのを作ってきたということは、必ずしも法はそういう許可要件を、各都道府県などが置くということを認めていないわけではない。何かわけわかんなくなりますが。認めていないわけではないというね、そういうふうにも見えるんですよ。もしそういうのも法でぎっちり規定していたら、恐らく指導指針なんていうのは作れないですよ。だからそこまで行ってないのかなとも思ったりして、その辺、だから事実関係の確認です。住民同意が必要だとか、そういう一般論はおっしゃる通り、その通りなんだけれども、それっていうのは条例でできないものなのか、できるものなのかという、その事実確認をしたい。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります。釧路市ですね、要綱に従わないことを理由とする不許可処分が違法とされた事例についてということで、札幌地裁で1997年2月に、釧路市最終処分場事件という点も含めまして、ちょっと引き取らせていただきまして、次回の時にご報告したいと思っております。

それで、施設の設置基準につきましては、技術的基準が大変多くてですね、例えば廃棄物の法律施行規則などの中で、ちょっと1点読み上げますと、重さとかその他荷重、地震力及び温度などに対して構造耐力上安全であることとか、そういうのが15個ぐらいずっと並んでいる。それも含めまして、次回裁判例と含めてご報告したいと思えます。

○井上会長：

よろしいでしょうか。  
福士委員どうぞ。

○福士委員：

この道民の方の提案とですね、関連提案はですね、同じことを確かにおっしゃっているんですけれども、道民の方の提案は指針に定める住民同意を、法的な効力のあるものにしたという提案なんですね。ただ住民同意を法的に強制力を持つような形にすると、憲法違反という考え方が法律学では通常の見方なんですね。ですからこういうのを許可の中に入れることはできません。ただ水源地などについては立地できないと、北海道では。そういうのを法的な効力のあるものとして入れるということは、これは合理性があれば可能です。例えば水源を汚染する可能性があるということであるとですね。

## ○井上会長：

よろしいでしょうか。

では、ここのところですが、先ほどから議論してきました、環境のところの森林で①森林審議会、②人工林資源と。同様に④という形での循環型社会ということで、第2次答申に向けてですね、前に向かって進めていくということではご了解いただいていると思います。今後ですね、答申の形にまとめる形で、事務局でも論点、今日出てきた論点を整理しながら行っていただきたいと思います。ただ、今若干、④というか、北海道らしいうんぬんのところで、先生方のご意見いただきましたけれども、若干私見をまじえてですね、整理しておきたいと思うんですが、これは④、北海道らしい、これはここの委員会だけじゃなくて、いろんなところで北海道らしいというのは一体なんだということは、いつも議論になることです。ですから、北海道らしいということを使えば、委員の先生方から出たように、何を持って北海道らしいというふうにするのか、別な言葉で言えば、何が全国一律で困るのか、何が現行の法規で不十分なのか、北海道の様々な特殊性というものを念頭に置いて、その点を具体的に述べないと、多分道州制特区提案という形では、迫力に欠けるのかも知れないということで、ここのところは書き方とか表現とか説得力というような観点からの問題だと思いますけれども、だからといって易しいわけではないので、先ほどから北海道らしいというのを除いたらどうなるのかというのを考えてるんだけど、すぐに出てこないの、ここはもう一度ですね、全体像というものを見直していただければというふうに思います。

あと1つ出てきたところの部分はですね、これも今後少しつめていただきたいと思いますというふうに思うのは、これは多分、表面的にはこの特区提案というのは、113と114という道民提案を受けてる形にはなっているけれども、どうも子細に読み解くと、要するに羊頭狗肉じゃないけれども、表は同じだけれど、中身はかなりずれてるし、ひょっとしたら逆じゃないかというふうに思われる部分もあるんだけど、これは今私どもが議論してる場所は、国からの要するにいろんな規制、あるいは地方分権という流れに逆行するような部分を、要するに地方分権という本来の姿に戻していただきたいと思いますということで、国からの権限、あるいは国の法律を上書きするという形で、北海道知事に権限の移譲をするというところ。ここのところはよくわかりますし、先生方から出た意見をベースにしながらですね、整理していただければいい。ただ、そここのところの、最近は何れというのをいうのは、もう忌み嫌われる言葉なんですけど、ここであがってきてるまとめ方と、オリジナルな道民意見の方々との部分というのは、ある程度整理しないと、国から権限をもらってきてという形だけでは、多分済まない部分が出てくるのではないかと。特に、要するにどんどんどん場合によってはですよ、極端な言い方をすると、勝手に処理場が作られるというね、知事だけの権限で作られるというふうにされると、やっぱり道民の方々はその先に何かあるのかということ警戒されることにもなるので、やはり道民の安全・安心、何度も言いますが、安全・安心というものを確保しつつという部分がなければ、やっぱり道民全体の、道民の方々全体の賛成というのは得にくいのではないかと。だから、実際にこれ、ここの形でそのまま国にあげていく時に、道民の皆さん方に不安感をもたらすとかいうようなことがないように、どこかで道民の皆さん方の生活というのは、担保する形を残しておく。国に持って行くのにつけるのかなとも思ったりもするけれども、しかし道民の皆さん方にはこれは見せなければいけないわけで、その時に生活を脅かす形には絶対にするものではないということの担保は、やっぱり必要なのではないかと。それが何人かの先生方のご指摘をお伺いして、誰々先生と言うといつも俺じゃないってなるから言わないのですが、そういうようなところの趣旨はきちんと理解していただきたいと思いますというふうに思います。

そういうことのまとめ方でいかがでしょうか。  
よろしいですか。

(各委員発言なし。)

ではですね、これで一応環境というところで、土地利用というところを今日は審議いたしませんでした。更にバイオ燃料ということでは、関連の具体的な提案ということはある形では議論は集約できませんでした。それでこの環境のところというのは、この①、②、③が飛んで④という形では、今後具体的にですね、提案の形としてまとめることを進めていくという形で、了解いたしました。ただ③のところの国土利用、これも出てこない、まとめにくいんだらうと思いますけれども、一応きちんとした形で議論をする必要がありますので、次回お願いしたい。それで、次回以降は今度は残してる部分を別とすれば、観光そして地方自治というようなところ、地方自治も一番下のその他という括り方になってますが、緊急自動車のところまでも含めて、議論をさせていただきたいということ。そしてこの表は、改めて作成し直し、修正が必要なんだらうと思うんですね。冒頭に出ましたように、福士先生からあがってきたご意見というのをここで審議するというのにいたしましたので、そこでですね、この表を若干修正した形で、次回はお出しいただきたいというふうに思います。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし。)

ありがとうございます。

では、(3) 次回委員会についてということで、この点につきましては事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

#### ○田中地域主権局参事：

各委員の皆様からメールで予定をいただいておりますが、大変恐縮でございますが、次回、11月15日木曜日、午前中であれば6名の出席が可能であるということで、次回、土地、国土利用等多々ございまして、恐縮でございますが、11月15日木曜日、9時から開催させていただければ大変ありがたいということで、よろしく願いいたします。

(委員から開会時刻、会場を確認する発言あり。)

#### ○井上会長：

ではご提案ありましたように、11月15日木曜日の9時からということで、地労委でしたか、あの建物の10階でしたかね、そこで開催するというので、ご了解いただきたいと思います。

これは私が言うことではないのですが、今日も9時半から延々ということで、本当に皆さん方にはお手をかけてですね、本当に体力勝負で、誠に申し訳ない。普通、道庁のやる委員会というのは、1時間かせいぜい2時間のところ、ダブルでやっていて、本当にもう皆さん方には申し訳ないと思いますが、ひとがんばり、一つ一つ乗り越えていかなきゃいけない部分がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



**○五十嵐副会長：**

その他ということで、ちょっと一言だけ。

緊急提案ではない、もう通常審議のはずなんですけど、このようなつまった審議日程になっていて、今日も〇が付いている中で、出来てるのは3つなんですけど、先ほど会長も必ずしも事務局どおりに順番いってないんだとちょっとおっしゃってましたけれども、準備が出来たものを先に審議をさせていただくということも1つかなと。ちょっと準備不足のものは、審議は必要だとは思いますが、やっぱりある程度議論をできるところまで行く必要があるのかなと思いましたが。福士先生がおっしゃった都市再生のものも、間に合えば審議に入っていっていただきたいと思ったり、例えばその他の緊急自動車、一番最後になっていきますけれども、これ地域医療の時にも出てきたもので、もし準備ができていればさせていただきたいと思ったり、ちょっと現場の方達との調整もあるかとは思いますが、できる限り効率的な進行をお願いしたいと思ったり。

**○井上会長：**

では、先ほど私も言いましたが、緊急自動車のところはなるべく早い時間、というのはこれはもう医療のところでも若干関わっていて、先送りした部分もありますので。ただ、まとめかたが極めて難しいのではないかと、これは動いていただいている。前回か何か出てたのも、道警の問題があるんだというふうに、この場所に出てきていたと思ったり、その間のところの詰めのところですね、少しよろしくお願ひしたいと思ったり。

それで思い出しましたが、前回ですね、ここの場で、これはどこだったかな、政令市等の法定要件緩和のところ、7で広域中核市というところが書いてあったりして、ここについて参考人と呼んで話を伺えばというようなことが出ていたと思ったりですね。その点事務局で何か確認していただいておりますか。人選と。

**○田中地域主権局参事：**

只今人選を進めておまして、日程調整に入っておるところでございます。

**○井上会長：**

それは次回に間に合いそうですか。

**○出光地域主権局参事：**

次回に向けましてですね、参考人で来ていただくように努力したいと思ったり、先方のご都合もありますから、調整が整わなければ更にその次の回ということになるかと思ったり。

**○井上会長：**

まあ来週は観光から始まるわけですが、日程的にはもう地方自治のところにも踏み込んで議論しておかなければいけない。そこのところで議論するためには、できれば参考人の方の意見というのを事前に賜っておいたほうがいいのではないかと、趣旨でお聞きしましたので、その点は日程調整等々よろしくお願ひいたします。

では、以上のようなところでありますけれども、こういう形で今日は終わらせていただきたいと思ったり、よろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし。)

ではこれにて、閉会ということにさせていただきたいと思います。  
長時間にわたってご苦勞様でした。  
よろしくお願ひいたします。